

法門の説示に至るのであり、加持はこゝでなされる。説示の方法も *deśayati* だけなく、*ajñāpayati*, *niścarayati*, *viññāpayati* と多様となる。以上の無功用なる菩薩による菩薩行の完成は次の第十地において説かれるが、それは別稿に譲りたい。

日本律蔵関係章疏にみられる

朝鮮仏教認識について

福士 慈 稔

「十二世紀末までの日本各宗の新羅・高麗仏教に対する認識についての研究」の一環として、十四世紀頃までの日本各宗の戒律関係章疏に引用される新羅諸師名及び新羅諸師章疏の整理を行い日本各宗の新羅仏教認識を窺ってみた。対象資料は大正新修大蔵経・日本大蔵経・大日本仏教全書中の十四世紀頃までの日本各宗の戒律関係章疏とし、本研究が主研究の一環研究であるため浄土宗系・禅宗系、また日蓮宗等の鎌倉時代成立の宗派は対象外とした。法相宗 4 師 8 部、律宗 12 師 27 部、真言宗 2 師 2 部、真言律宗 4 師 8 部、天台宗 8 師 12 部、華嚴宗 1 師 7 部、不明 1 師 1 部、計 32 師 65 部の章疏を整理した結果、各宗で次のような新羅章疏を引用していることが判明した。

【法相宗】元曉（典拠不明）、憬興（典拠不明）『法苑義林記』、道詮（典拠不明）、義寂『菩薩戒本疏』、太賢『菩薩戒本宗要』『梵網經古迹記』

【律宗】円測『解深密經疏』、元曉『菩薩戒本持犯要記』2『楞伽宗要』『梵網經菩薩戒本私記』『中辺分別論疏』『起信論疏』『二障義』、憬興『觀無量壽經疏』『瑜伽論抄』、勝莊『梵網經菩薩戒本述記』、義寂『菩薩戒本疏』5、遁倫『瑜伽論記』11、太賢『梵網經古迹記』8『菩薩戒本宗要』6『起信論内義略探記』『大涅槃經述記』『成唯識論古迹記』

【真言宗】円測『仁王般若經疏』、義寂『菩薩戒本疏』、太賢『梵網經古迹記』

【真言律宗】円測（典拠不明）2『仁王經疏』、元曉『菩薩戒本持犯要記』2『梵網經菩薩戒本私記』2『菩薩瓔珞本業經疏』2『遊心安樂道』、憬興『涅槃經述贊』（典拠不明）、勝莊『梵網經菩薩戒本述記』2、義寂『梵網戒本疏』4『菩薩戒本私記』『無量壽經述記』、遁倫『瑜伽論記』4、太賢『梵網經古迹記』5『菩薩戒本宗要』2『成唯識論古迹記』2『涅槃經古迹記』、不可思議『大毘盧遮那經供養次第法疏』

【天台宗】円測（典拠不明）2、元曉『梵網戒本持犯要記』2

『梵網經菩薩戒本私記』、憬興（典拠不明）、勝莊『梵網經菩薩戒本述記』、義寂『菩薩戒本疏』5、太賢『梵網經古迹記』4

『菩薩戒本宗要』

【華嚴宗】元曉『梵網經菩薩戒本私記』『菩薩戒本持犯要記』『一道義章』、憬興『瑜伽抄』2『觀無量壽經疏』、勝莊（典拠不明）『梵網經菩薩戒本述記』、義寂『菩薩戒本疏』、遁倫『瑜伽論記』4、太賢『菩薩戒本宗要』『梵網經古迹記』4

更に日本各宗の戒律関係章疏の新羅諸師章疏引用整理から、各宗の表無表章関係章疏及び四分律関係章疏には新羅諸師章疏

第9部会

の引用が少ないこと、逆に菩薩戒関係章疏及び梵網經關係章疏に引用が多いことが判明した。

また各宗の戒律關係章疏作製の空白的時間、法相宗での善珠(723-797)と貞慶(1155-1213)の間、律宗での元開(779-)と実範(-1144)の間、真言宗での空海(774-835)と宥快(1345-1416)の間、天台宗での源信(942-1017)と円琳(1174-)の間という研究空白の時間があることが判明し、十二世紀以前の戒律關係章疏に新羅諸師の引用が少なく、あっても引用頻度は僅かであること、逆に十二世紀以降の戒律關係章疏に新羅諸師引用が多くなることが判明した。特に十二世紀後半からは律宗や真言律宗では太賢の『菩薩戒本宗要』『梵網經古述記』、元曉の『梵網戒本持犯要記』等の注釈書が著され、中国諸師章疏の引用を凌駕するほどにもなっていることが窺われる。

尚、本発表は平成一八―平成二一年度科学研究補助金基盤研究(C)「十二世紀末までの日本各宗にみられる新羅・高麗仏教に対する認識に関する研究」(課題番号一八五二〇〇四五)による研究成果の一部である。

華嚴思想における理と事

——プラトニズムを見る——

宮野 升宏

法蔵の『華嚴經探玄記』(国訳一切經所収)によつて「事事無礙」の根拠としての「理と事」の意味合いを明らかにしてみ

たい。先ず、「能詮の教体」の説(巻第一、第六章)に注目する。A「理事無礙」については、○「一切の教法は挙体真如なるも事相の歴然として差別することを礙へざる」と、また○「真如の挙体が一切法と為るも一味湛然として平等たることを礙へざる」と説く。「事」としての諸の教法が「理」としての真如であっても諸教法を差別することを礙げることではない、そして、「理」としての一体的な真如が「事」としての諸法を「つくりあげる〔為〕」としても真如の一味平等を礙げることはない、ということである。法蔵はさらに、波は湿性〔湿体〕をもつ水と一つである〔即〕としてもその動相は礙げない、そして、水は差別相をもつ波と一つであるとしても湿性を失うことはない、と、喩言を与える。かくして、「理と事とは混融無礙にして、唯一の無住不二の法門あるのみ」となる。礙然は、「理事融通して、この無礙を具するを、理に異ならざるの一と謂ふ。事に具に理を攝する時、かの理に異ならざるの多事をし、所依の理に随ひて一の中に皆現ぜしむ。」(『華嚴法界義鏡』「法性融通」と述べる。B「事事無礙」については、B―「事事相在(相入、相容)」「二在一切中」とB―「事事相是(相即)」「(一即一切)」という二側面から説かれる。すなわち、理事無礙を前提とすれば、一教法(事)は全く「真理」(理)であり得る。ところが、「真理」は一切の事(一切法)の中に遍在する、そしてまた、それと為る。それゆえに、理に同ずる一の教法も理のごとくして、他の一切の事(一切法)の中に遍在する、そしてまた、即ち是れそれである。(この「一は…」と逆の「一切は…」の方も同様に立て得る。)ところで、す